

熱海市における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第6号

熱海市における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市における保育の実施等に関する条例（平成27年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「午前7時30分から午後6時まで」を「午前7時15分から午後6時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。